

(10) (財)むつ小川原漁業操業安全協会

【担当：新町委員 吉沢委員 岩間委員】

1 法人の概要及び前回評価・所見・提言の要旨

(1) 法人の概要

代表者	理事長 山口 柁義 (青森県副知事)		
設立年月日	平成58年10月19日		
役員・従業員	理事12人(うち常勤0人)、監事2人(うち常勤2人) 職員2人(うち常勤2人)、臨時職員1人		
基本財産	1,598,000千円(うち青森県からの出捐500,000千円)		
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合(%)
	日本原燃(株)	1,000,000	62.6
	青森県	500,000	31.3
	基本金組入額	98,000	6.1
主な業務	むつ小川原港に出入する船舶による漁業被害の発生を防止して漁業操業の安全を確保するための啓発指導、調査研究、漁業被害に対する救済金等及び漁業振興を図るための助成金の交付		
主な収入	基本財産運用収入		

(2) 前回の評価及び所見の要旨

中長期経営計画の遂行は、概ね妥当である。

ただし、むつ小川原港に出入する船舶は設立時の予想を大きく下回り、危惧された漁業被害の発生も予想を大幅に下回っている。

このため、当協会の事業は、当協会設立以後に日本原燃(株)から寄附を受けた10億円の運用益を財源としている漁業振興対策助成事業が中心となっている。

しかし、当協会の設立目的は、むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害発生の防止、漁業操業の安全確保及び漁業被害に対する救済である。

このことから、漁業振興対策助成事業については、当協会の設立目的である漁業操業安全事業と厳に区分すべきであり、漁業振興事業を実施している他法人への移管等、当該事業の取り扱いが今後の検討課題である。

2 今年度の検討結果の評価及び所見

中長期経営計画の遂行は、概ね妥当である。

ただし、漁業振興対策助成事業については、当協会の設立時目的である漁業操業安全事業と厳に区分すべきであることから、漁業振興事業を実施している他法人への移管等について引き続き検討が必要である。

また、当協会が漁業振興対策助成事業を今後も事業の柱とする場合は、同じ目的の協会や公社や団体との統合及び本法人名の変更も視野に入れる必要がある。